

アルベロ保育園 病児保育 利用規約

森のなかま アルベロ保育園 病児保育室
〒891-0141 鹿児島市谷山中央 6 丁目 34-5
シティハイツ米森

事業の概要

事業の種類	病児保育（企業主導型保育施設）
事業の名称	アルベロ保育園
事業の所在地	鹿児島市谷山中央 6 丁目 34-5 シティハイツ米森
電話番号	099-296-1504
設定者氏名	才田 淳一
管理者氏名	才田 あけみ
事業の種類	病児保育（企業主導型保育施設）

第 1 条(目的)

アルベロ保育園内の病児保育施設では、保護者の方の代わり、専任の看護師が病気または、集団生活が困難な地域のお子さん、他施設に通われているお子さん（生後 57 日目～就学前まで）を専用保育室で一時的に預かる事を目的としています。

施設・設備の概要

構造	鉄筋コンクリート造 68.20 m ²
病児室	3.45 m ²
設備等	トイレ・洗面台・空調設備・空気清浄機

職員配置

職種	人数	(内 非常勤)
看護師・准看護師	1 名	(0 名)
保育士	1 名	(0 名)

第 2 条(利用方法)

利用できる日時	月曜日～金曜日	9：00～17：00
休み	日曜日・祝日・年末年始	

利用料金

1時間 250円

当園の在園児は無料にてお預かりします。(給食・おやつあり)

ゼリーやプリンやアルカリ飲料など摂取しやすい物の持参可能です。

外部見さんやきょうだい見さんは有料となります。その際はお弁当とおやつ持参でお願いします。

支払い方法

お迎え時に現金にて精算させていただきます。

利用に関して

- ・利用にあたり電話連絡・予約が必要となります。 電話番号 099-296-1504
- ・年度ごとの病児保育事業登録書に登録が必要です。
- ・利用ごとに病児利用申込書が必要になります。
- ・小児科等の病院の医師による病児保育事業医師連絡票（診断書）の記入がなければお預かりできません。
- ・お薬は、薬袋に記名をし、昼食（前・後）薬分の1回分をセットして
直接、職員に手渡しでお渡してください
- ・利用をキャンセルする際は、分かり次第ご連絡ください。
- ・登園時に看護師による聞き取りに10～20分程お時間を頂きますので、時間に余裕を持ってお越しください。またお迎え時も、園での様子をお伝えするため出来るだけ10分前までにはお越しください。

必要書類

- ・病児保育事業利用登録書（年度毎）
- ・病児保育事業利用申込書（利用毎） **押印必要**
- ・病児保育事業医師連絡票（診断書）
- ・利用規約
- ・同意書 **押印必要**
- ・病児保育記録

持参するもの

- ・印鑑 ・健康保険証のコピー ・こども医療費受給者証コピー ・お薬手帳（罹患時期のページ） ・着替えセット（2~3組）
- ・母子手帳コピー（出産の状態のページ・予防接種のページ）
- ・記名した1回分の内服薬 ・解熱剤などの頓服薬
- ・フェイスタオル ・バスタオル2枚 ・おしり拭き ・ビニール袋（3~5枚）
- ・オムツ5枚ほど（オムツは持ち帰り家庭にて処分をお願いします）
- ・お気に入りのおもちゃ、絵本、DVD ・お弁当（食べやすいもの）
- ・ポカリなどの水分摂取しやすい飲み物（水筒やマグマグに入れてください）
- ・おやつ（1包化されているもの） ・食事用エプロン ・歯ブラシコップ
- ・スプーン又はフォーク（日頃利用されているもの） ・食事用おしぼりタオル

病児受入れできない症状・病状

- ・病児利用不可の疾患（別紙参照）
- ・体温 38.5℃以上の発熱がある場合。
- ・水分等の経口摂取ができない場合。
- ・頻回な嘔吐・下痢がある場合。
- ・脱水症状の兆候がある場合。
- ・皮膚や唇が乾燥している・ぐったりしている・活気がない場合。
- ・咳や喘鳴（ゼーゼー）がひどく、呼吸が苦しい状態の場合。
- ・食欲がなく、飲んだり食べたりできず全身状態が悪いと判断した場合。
- ・前回のけいれん発作から48時間以上経過していない場合。
- ・医療機関（かかりつけ医など）が病児保育を利用するべきではないと判断した場合。

留意事項

※当病児保育室では点滴などの医療行為は致しません。

※予約受付後、当日の朝の病状により保育ができないと判断した場合は、お預かりできないことがあります。

※体調の悪化時や急変時、お子さんの状態によっては、保護者の方へ連絡致します。必ず連絡の取れる電話番号を記載ください。

※病児保育中に必要であれば登園連携の医療機関、または他の医療機関を受診して頂きます。また緊急時は事後承諾で治療を開始する場合があります。

第3条（補障制度）

お預かり中、万一事故などが発生した場合、保険適用範囲内において補障を受けることができます。ただし、当病児保育室の責に帰することができない事由による事故の場合はこの限りではありません。

第4条（緊急連絡）

保護者の方は、病児事業利用申込書および本利用規約同意書に緊急連絡先を記載し、緊急時に必ず連絡がつき保護者の意思が確認できるようにして下さい。

第5条（守秘義務）

当病児保育室に従事する職員は、本契約に基づく業務上知りえた児童・保護者及びその家族の情報を機密として取り扱い、法令に基づく要請を除き、許可なく第三者への提供はいたしません。職員の守秘義務は退職後においても同様とします。

第6条（利用の中止）

下記のいずれかに該当する場合、利用の中止とさせていただきます。

- ・児童の病状等により、保育が困難と当園が判断した場合。
- ・自然災害や停電、断水等により安全な保育の継続が困難になった場合。
- ・当病児保育室の保育方針に同意が頂けない場合。
- ・本利用契約に同意が頂けない場合。

第7条（規約の変更）

本規約の変更は、当病児保育室が定め、その効力はすべての利用登録者に帰属します。

災害時避難場所

第一避難場所	慈眼寺東公園	第二避難場所	和田福祉館
管轄消防署	鹿児島消防局南消防署谷山分遣隊	099-267-0119	
管轄警察署	鹿児島南警察署	099-269-0110	

苦情対応について

相談、苦情受付担当者	主任	田實 ちえみ	
相談、苦情解決責任者	代表	才田 淳一	
受付方法	口頭、文書、電話などの方法で受付けます。		
受付時間	8：30～17：00		099-296-1504
第三者委員	氏名	近藤 浩充	099-214-2173